

## 至誠館大学障がい学生支援規程

### (目的)

第1条 この規程は、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令の定めに基づき、至誠館大学における障がい学生支援に関する基本方針に即して障がい学生支援を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、「障がいのある学生」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

### (責務)

第3条 学長は、障がいのある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、学生部長と連携し全学的な障がい学生支援を推進するための具体的方策を講じなければならない。

第4条 学部長は、当該部局において障がいのある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、学生委員会が定める具体的支援を実施しなければならない。

第5条 教職員は、当該部局において障がいのある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、学生委員会が定める具体的支援の実施に及び合理的配慮の提供に努めなければならない。

### (支援の申し出)

第6条 障がいのある学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、修学に必要な支援の要請を申し出ることができる。

第7条 支援の申し出は、学務課等が受理し、学生相談室が学生の教育的ニーズと意思について十分な面談を行う。

### (支援計画の策定)

第8条 学生相談室は、学生の支援の申し出に対し、その教育的ニーズと意思を十分尊重した上で、関係各部局と協議し、支援内容を策定する。

### (合意の形成)

第9条 支援内容は当該学生の合意を得て決定し、大学および学生あるいは保護者等が支援合意書に署名する。

### (支援の実施)

第10条 具体的支援は、支援合意書に基づき、関係各所が主たる責任を持って実施する。

2 削除

3 削除

### (不服申し立て)

第11条 学生相談室ならびに学務課等の相談・支援窓口は、学生が支援に不服ある場合にはその申し出を受け付け、課題の解決に努めなければならない。

(支援に係る事務)

第12条 具体的支援に係る事務は、障がいのある学生が所属する部局（学部等）の学務課において処理する。

(秘密保持義務)

第13条 障がい学生支援に従事する者又は具体的支援に係る事務に従事していた者は、正当な理由なく、障がいのある学生及び障がい学生支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補足)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項については、学長及び学生委員会が定めることができる。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

制定 令和 3年 3月 1日 (制定)  
令和 7年 4月 1日 (第1回改正)